

## 営利企業等の従事制限及び兼業許可等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の規定に基づく営利企業等に従事する場合の許可及びこれに準じた届出に関し、必要な事項を定める。

(制限される地位)

第2条 法第38条第1項に規定する任命権者の許可を受けなければ兼ねてはならない営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員以外の地位は、顧問、評議員及びこれに準ずるものとする。

(兼業の許可申請)

第3条 職員（法第22条の2第1項第1号に規定する職員を除く。以下第6条まで同じ。）は、法第38条第1項及び前条に規定する地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬（金銭その他の有価物をいう。）を得てなんらかの事業若しくは事務に従事（以下「兼業」という。）するときは、あらかじめ第1号様式により申請し、兼業の許可を受けなければならない。

(営利企業従事許可の基準)

第4条 任命権者は、職員が前条の申請について、次の各号の一に該当する場合においては、兼業の許可を与えてはならない。

- (1) 当該営利企業が職員の占めている職と密接な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合
- (2) 職務の遂行に支障があると認められ又はそのおそれがある場合
- (3) 公務員の品位を傷つけ又は信用を失墜するおそれがある場合
- (4) その他法の精神に反する場合

(兼業の許可期間)

第5条 兼業を許可する期間は、申請のあった日の翌年度の末日までとする。ただし、任命権者が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、この期間中に異動又は昇格した場合において、その後も引き続き兼業するときは、新たに許可を受けなければならない。

(許可の取消)

第6条 職員が第3条及び前条第2項の規定により兼業の許可を受けたのち、第4条の規定に該当するに至ったときは、任命権者は、許可を取り消すものとする。

(兼業の届出)

第7条 法第22条の2第1項第1号に規定する職員は、兼業をするときは、あらかじめ第2号様式により届出なければならない。この場合、第4条の規定に該当することのないよう努めなければならない。

2 第5条の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(営利企業以外の団体の役員等の兼職)

第8条 前条までに定める兼業を除くものの外、職員が国、地方公共団体、その他公益団体において、法令、条例、定款、寄附行為若しくは規約で定める役員等に就任する場合又は消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条に規定する消防団員（非常勤の消防団員に限る。）として任命された場合は、任命権者が別に定めるものを除き、あらかじめ第2号様式により、任命権者に届出るものとする。

2 第5条の規定は、前項の規定による届出について準用する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年2月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際にすでに受けている許可、届出はこの要綱に基づく許可又は届出とみなす。
- 3 この要綱の施行の際に現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

兼 業 許 可 申 請 書

任命権者様	年 月 日 申請		
	所属		
	職名	氏名	印
兼業の内容	企業団体の名称		
	根拠法令		
	主な事業内容		
	役職名		
	従事業務内容		
	報酬（金額）	<input type="checkbox"/> 時給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> その他（ ） <div style="text-align: right;">円</div>	
	実費弁償の有無（交通費など）	有 ・ 無	
	必要とする時間 (詳細に記入して下さい)		
	期 間	年 月 日～ 年 月 日 新規・継続	
兼業する理由			
その他の兼業			
会計年度任用職員の場合 本市の勤務時間	1日の勤務時間	週の勤務日数	週の勤務時間
	時間	日	時間
業務上の支障	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	所属長職氏名 <div style="text-align: right;">印</div>	

※兼業の内容がわかる書類を添付して下さい。(例：兼業先からの講師依頼通知文書)

兼 業（職） 届

任命権者 様

所属名 \_\_\_\_\_

職員区分 \_\_\_\_\_

職員番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

以下（兼業・兼職（いずれか該当を○で囲む））について、相違のない事実として届け出ます。

また、本届出にあたり、以下兼業（職）が

- ① 兼業（職）により従事する業務が船橋市において従事する業務との間に利害関係を生じせしめるものでないこと
- ② 市民の信頼や船橋市職員としての品位を傷つけるものでないこと
- ③ 職務専念義務に支障を来す恐れがある長時間勤務とならない（船橋市と兼業（職）先の合計した勤務時間が1日8時間かつ週40時間以内であり、船橋市と兼業（職）先の1週間当たりの勤務日数の合計（重複除く）が6日以内である）こと
- ④ その他関係諸法令に抵触するものでないこと

を申し添えます。

なお届出事項に変更が生じた場合は速やかに届け出ます。

・届出の種類（該当にレを）  新規届出  届出た事項の変更

・兼業（職）の期間（期間は届出た年度の末日を最長とする）

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

1. 企業、団体の名称

[ \_\_\_\_\_ ]

2. 「1. 企業、団体」の事業概要

[ \_\_\_\_\_ ]

3. 「1. 企業、団体」で従事する業務内容

[ \_\_\_\_\_ ]

所属長 確認印